

2026年度事業計画書

自 2026年 4月 1日
至 2027年 3月31日

I 概況と基本方針

1. 2025年度の国内経済は、米国の関税引上げという逆風に見舞われながらも、内需を中心とした緩やかな回復基調を取り戻しつつも、食料品など身近な物の価格の上昇が続いていることから堅調さは限定的であった。

国際的には、米国の通商政策の動向を受けて、世界的に貿易コストが増大し経済に悪影響及ぼすことが懸念され、2025年度後半の世界経済の成長率は鈍化傾向であった。今後も国内外の社会・経済ともに予断を許さない厳しい状況にあると推測される。

2. また、ガス業界を取り巻く環境は2017年の改正ガス事業法の検証を目的として、2025年8月からガス事業環境整備ワーキンググループがスタートした。今後検証が進められる中で提起される様々な課題については、会員事業者と情報共有し対応していく。
3. コミュニティーガス事業は、これまでと同様に人口の減少に加え住宅着工件数の減少、省エネルギー機器の普及や世帯人数の減少による消費原単位の減少等、引き続き構造的に厳しい環境下の元、求められている脱炭素化に向けて取り組みを加速していく。
4. エネルギー間競争が増々厳しくなるなか、コミュニティガス事業の保安の確保に向けた対応を図りつつ、基本であるガスの安定供給はもとより、ガス事故撲滅に向けた施策により、需要家が「安全・安心」にガスを利用できる環境を提供し、需要家に選ばれるコミュニティガスに向けたあり方を模索しつつ、普及促進策を検討する。

II 事業の概要

1. ガス事業法遵守に向けたフォローアップ

- (1) ガス事業法に対する理解並びに手続等についての周知・徹底

- ① ガス事業環境整備ワーキンググループは2025年12月の第5回会合で関係事業者・団体からのヒアリングを終了し、2026年に入り、論点整理が行われたうえで検証が進められることとなる。コミュニティガス事業については、当協会から提起している経過措置料金規制の撤廃（全面

自由化) 及び、供給計画提出義務又は提出内容の見直しのほか、料金水準の推移についてもテーマになる可能性があるため、これらの課題について会員事業者の協力を得ながら対応していく。

- ② 2025年4月に発刊した「新版コミュニティーガス事業がよくわかる業務と保安・技術のQ&A」を使用し各支部で講習会を開催してきた。引き続き会員事業者からの新たな問い合わせに対応しており、これらの問い合わせ及び回答を整理し、今後の「Q&A（序章・業務編）」の改訂・増補に備えていく。

(2) 経過措置料金規制団地への継続的な対応支援

2026年度は標準係数改定の年に当たる。協会が作成を担当している資料については、既に作成し当局に提出している。今後は当局の確認を待って対応する。

料金制度検討ワーキンググループは年1回の開催としている。2026年度は上記の新標準係数がパブリックコメントに掛けられるのを待って、2026年度標準係数改定交渉経緯をテーマに開催する。

2. カーボンニュートラル時代に向けたコミュニティーガス事業に関する情報の収集及び提供

- ① 引き続きグリーンLPガス推進官民検討会に出席するとともに、ワーキンググループ等にてグリーンLPガス及びrDME混焼等の脱炭素・低炭素化等に関する情報を収集し、これを会員事業者提供していく。
- ② トランジション期間においては、省エネルギーに資する取り組みが重要となる。省エネルギー機器の普及活動に協力するとともに、配送等事業活動の省エネルギーに関する事例を収集し会員事業者で紹介していく。
- ③ 需要家の燃料転換あるいは、エコジョーズを中心とした高効率機器導入によるクレジット創出に関する情報を整理し、コミュニティーガス団地を核とするJ-クレジットの制度の利用促進を検討すると共に会員事業者へ紹介する。

3. 保安規制遵守のための周知・啓発

コミュニティーガスにおける技術・保安の規制内容に関し、会員事業者に対し、保安講習会等で周知を図る。

また、技術・保安関係図書類の改訂を適宜実施し周知啓発する。

4. ガス安全高度化計画2030見直しに係る取り組みについて

2021 年度に公表されたガス安全高度化計画 2030（以下、ガス安全高度化計画という。）は、2030 年の死亡事故ゼロに向けて、国・ガス事業者・需要家及び関係事業者等が各々の果たすべき役割を着実に実行するとともに、環境変化を踏まえて迅速に対応することで、各々が協働して安全・安心な社会を実現することが目標とされ、目標達成のため種々の指標やアクションプランが設定された。

2025 年度には、目標期間内における対策状況を評価し、対策の重点化や新たなリスクへの対応に繋げるため、5 年の経過時期において、総合的かつ多角的な中間評価を実施し、必要な計画の見直しを検討するとされた。

ガス安全小委員会で審議された中間評価及び計画の見直しの内容を踏まえ、コミュニティーガスとして新たに又は強力に取り組むべき事項を検討する。

5. ガス事故防止対策

ガス事故の撲滅に向けて、ガス安全高度化計画を踏まえ、「コミュニティーガス事業の事故事例集」や「保安教育の手引き」、昨年発行の「新版コミュニティーガス事業がよくわかる業務と保安・技術の Q&A」等各種資料を活用し保安の確保に努めるよう会員事業者に引き続き啓発する。

また、技術委員会においてガス事故事例研究を引き続き実施し、その内容を会員事業者へ情報提供することにより、事故防止を図る。

(1) 製造段階・供給段階における事故防止

① 特定製造所内でのヒューマンエラーに起因する供給支障事故の防止対策

ガス安全高度化計画に示された「作業ミス低減のための教育・訓練」について、実習も含め実効性のある保安教育を行うよう会員事業者に引き続き保安講習会等を通じて啓発する。

ヒューマンエラーに起因するガス切れや誤操作等については、自社のみならず委託先の従業員も含めた特定製造所等の現場での訓練を徹底する等、実践的な教育を実施するよう会員事業者に引き続き保安講習会等を通じて要請する。

② 他工事に絡む事故防止対策

ガス安全高度化計画に示された「需要家敷地内対策」・「道路対策」等、引き続き、お客様及び他工事業者への周知・啓発により工事照会を得て、当該工事の際は保安規程に定める「他工事協議巡回立会要領」に基づく事前協議や立会等の徹底を保安講習会等を通じて要請する。

また、例年国から発出される「建設工事等におけるガス管損傷事故防止について」をもとに会員事業者へ周知することにより、類似事故の防止について啓発する。

③ 導管工事における事故防止対策

火傷や酸欠等人身事故防止を含め、適切な工事管理、施工方法等を実施するよう、引き続き

各事業者による保安教育の徹底について、他工事に絡む事故防止対策と同様に、保安講習会等を通じて要請する。

(2) 消費機器に係る事故防止

① 保安業務規程に基づく確実な業務遂行

消費機器に係る事故防止を促すため、保安業務規程に基づき、消費機器に係る保安業務の確実な遂行に関し、保安講習会等を通して要請する。

② お客様宅におけるCO中毒事故の防止対策

不完全燃焼防止装置が付いていない湯沸器、風呂がま、金網ストーブ等について、安全型消費機器への取替えを引き続き要請するとともに、警報器類の設置促進を図る。

③ 飲食店、旅館・ホテル等の業務用厨房機器に係る事故防止対策

会員事業者には、保安講習会等を通して、飲食店、旅館・ホテル等のオーナーに対し、ガス機器の安全使用、安全型機器への取替え及び警報器類の設置を勧めるよう啓発する。

6. 保安関係諸運動の展開

(1) 保安点検検査推進運動（運動期間：通年）

ガス工作物の点検・検査体制の再点検及び自社・協力会社の従業員の保安教育・訓練実施について、ポスター掲示等によるキャンペーンを行い、確実な保安点検検査の意識向上に努める。

(2) 「ガスと暮らしの安心」運動（運動期間：9月から11月まで）

ガス需要期を前に経済産業省の後援のもと、お客様に対してガス展等を通して、①ガス機器の正しい使い方の周知、②安全型機器の普及等を図るべく、ポスター掲示、チラシ配布、説明会等によるキャンペーンを（一社）日本ガス協会と協調して行う。

(3) ガス警報器等設置促進運動（運動期間：通年）

ガス警報器工業会と連携し、引き続き警報器全般（ガス警報器、CO警報器及び火災警報器）の設置に関し、ポスター掲示によるお客様への周知及び保安講習会等を通して、会員事業者への啓発を行い、普及促進に努める。

7. ガス工作物の維持管理

(1) ガス工作物の維持管理

引き続き、保安規程に定めるガス工作物の巡視・点検・検査を適確に実施し、ガス工作物が技術基準に適合するよう維持管理に努めること、また、その際には、通信等によりガス工作物の運転又は操作を行っている場合には、サイバーセキュリティ対策についても確実に実施することを要請する。

(2) 保安管理状況チェックシートの公表

ガス事業法では、保安規程や保安業務規程の届出、ガス工作物に対する技術基準並びにコミュニティーガスに係る定期報告等が義務付けられているため、それらを一元的に管理し保安の見える化を図るべく、保安管理状況チェックシートとして、普段からの維持管理、並びに、ガス事業法に規定される立入検査を受ける際の事前の自社チェックにも活用することで保安の高度化に資するよう、作成した当該シートを公表する。

(3) r DME 混合 L P ガスの実用化検討ワーキンググループへの参画

L P ガス業界においては、カーボンニュートラルへの対応として、グリーン L P ガスの社会実装のほか、L P ガスに r DME を混合することにより低炭素化を図る取り組みが検討されている。そこで、r DME 混合 L P ガスの本格導入に向けた各種試験や基準作りに関するワーキンググループ等に参画し、各種情報を提供する。

(4) サイバーセキュリティ対策

ガス工作物の運転又は操作を通信等により管理している場合は、当該通信に関するサイバーセキュリティについて保安規程に定めなければならない。協会からは保安規程（協会モデル）やその内規としてサイバーセキュリティ対策要領（協会モデル）を示している。しかしながら、企業等を標的とする昨今のサイバー攻撃、また、その被害状況を踏まえ、ガス工作物を通信により監視・操作している場合に定める内規について、ガス事業者としてガスの供給が継続できるよう改訂又は補完する資料を作成する。

8. 防災体制の整備・充実

(1) 導管の耐震化率の向上

導管の耐震化については、過去の震災等を教訓として、「災害対策マニュアル」では、P E 管又は耐震性を有する鋼管の使用のほか、既設導管にねじ接合による鋼管を使用している場合には耐震性に優れる上記 P E 管等への入替を計画的に行うよう提唱してきた。導管の耐震化率について、ガス安全高度化計画に示された低圧本支管の耐震化率 95% 達成に向け、引き続き、周知啓発を行うとともにその進捗を調査する。

(2) 自然災害への対策

自然災害の激甚化が懸念される昨今の状況を鑑み、自然災害への備えとして、「災害対策マニュアル」を通じて、平時の備えから災害発生時の対応まで保安の向上に努めるよう引き続き要請する。その際には、各々の団地の特徴を踏まえた状況に応じた不断の備えを充実させ、更なる災害対策に向けた対応能力の維持・向上を図る。

(3) 防災体制の整備と防災訓練の実施

- ① 過去の震災等の教訓を踏まえ、自然災害に係るハザードマップに基づき、事業者、地域防災会、支部及び本部が一体となった防災体制の再確認を行うとともに、確実な連絡・通信手段の確保等、連絡体制の整備について、引き続き周知・要請する。
- ② 会員事業者、地域防災会及び支部が一体となった防災訓練を実施する。実施にあたっては、形式的なものとし、段階的に錬度を上げる等、不測の災害に適切に対応できるよう啓発する。

9. 経営基盤の強化

(1) コミュニティーガスの認知度向上

コミュニティーガス団地の需要家に従来型給湯器や石油給湯器から高効率給湯器（エコジョーズ、ハイブリット給湯器、エネファーム）への交換を促すため、コミュニティーガス需要家、団地または事業者を対象に、苗木やCO2削減効果の高い花（orフラワーギフト等）のプレゼント、もしくはまとめて植樹する企画を立案、実施する。

引き続き住宅建築関係団体を訪問し、コミュニティーガス団地に対する理解を深めていただくとともに、活用を提案する。

需要家に対するコミュニティーガス認知度向上施策として、今年度も「認知度向上ポスター」を企画・製作し、会員事業者に配布する。

(2) コミュニティーガスの需要促進

新たな普及促進につながる情報や「省エネ」「燃転」に資する情報を得るため、グリーンLPガス推進官民検討会「高効率機器等普及促進に向けたワーキンググループ」、ガス石油機器工業会が提唱する新たな高効率給湯器等の普及促進会議、LPガスエネファーム普及促進施策検討会等の外部会議、コラボ活動、講習会等に参加し、入手情報の速やかな発信を行う。

会員事業者による顧客接点強化活動を推進・支援するため、需要家向けパンフレット、リーフレット等に不足が生じた場合には、支部からの要望にしたがい増刷するとともに、必要に応じて改訂する。

10. 特定製造所のデータベース化

南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の巨大地震の発生の際には、東日本大震災と同様、協会事務所の被害が甚大であったり、又は、防災会や事業者間における相互支援が必要になることが想定されるため、災害対応の際の関係者の連携等が円滑に進むよう特定製造所のガス工作物等の基礎的データの収集を行い、データベース化を図る。

11. 行政施策に対する協力及び関係団体との連携

- (1) 行政当局の施策やそれに伴う要請等に対処・協力し、会員事業者に対する周知を図る。
- (2) (一社)全国LPガス協会、日本LPガス協会、(一社)日本ガス協会、(一財)日本ガス機器検査協会等の関係団体の活動に委員を派遣する等、必要な連携協力を行う。

12. 表彰等

- (1) ガス保安功労者表彰の受賞候補者を選考し、経済産業省に推薦する。
- (2) 協会活動を通じて顕著な功労のあった者等を対象として表彰を行う。
- (3) 永年に亘り協会事務局の業務に精励した者を対象として表彰を行う。

13. 協会運営と広報活動

- (1) コミュニティーガスの認知度の向上のため、ホームページの一層の充実やパンフレットの活用による、住宅生産団体連合会などへのコミュニティーガスのPRを行う。
- (2) 協会報「コミュニティーガス・ニュース」を作成・配布して、タイムリーな情報の収集・提供に努める。
- (3) 業界専門紙等に対する的確な情報の提供を図り、広くコミュニティーガス事業の魅力やトピックスのアピールに努める。
- (4) 事務局長会議を通じ、本支部間の連携を密にし、一体感のある協会運営を図る。

以 上